第３次岸和田市総合計画

平成 21 年度版　実施計画

平成 21 年度～平成 23 年度

岸　和　田　市

＝　目　　次　＝

第１　実施計画について

１　第３次岸和田市総合計画の構成と実施計画の位置付け …… 1
２　実施計画の性格 …… 2
３　本計画の基本的な考え方（策定の背景） …… 2
４　本計画の期間 …… 2
５　本計画の構成 …… 3

第２　実施事業計画

【理念Ⅰ】　地域の再生 …… 6
【理念Ⅱ】　都市の再生 …… 68
【理念Ⅲ】　自然の再生 …… 93
【理念Ⅳ】　産業の再生 …… 105
【目標Ⅴ】　行財政の再生 …… 115

第３　担当課別実施事業計画

・市長公室（広報公聴課・人事課） …… 122
・企画調整部（企画課・情報政策課・改革推進室・文化国際課） …… 127
・市民生活部（自治振興課・市民課・市民センター・保険年金課・人権推進課・危機管理室） …… 136
・環境部（環境保全課・生活環境課） …… 149
・保健福祉部（高齢介護課・障害福祉課・生活福祉課・健康推進課） …… 157
・児童福祉部（児童育成課・保育課） …… 172
・産業部（商工観光課・農林水産課・港湾振興室） …… 177
・建設部（道路河川課・建築住宅課・公園街路課） …… 187
・まちづくり推進部（都市計画課・建設指導課・区画整理課・丘陵地区整備課・東岸和田駅周辺整備課） 194
・市民病院事務局 …… 204
・上下水道局（総務課・下水道整備課・下水道施設課） …… 205
・議会事務局（総務課） …… 209
・教育総務部（総務課・学校管理課） …… 211
・学校教育部（学校教育課・人権教育課） …… 215
・生涯学習部（生涯学習課・スポーツ振興課・郷土文化室・図書館） …… 219
・市立産業高等学校 …… 232
・選挙管理委員会事務局 …… 233
・消防本部（総務課・予防課・警備課・消防署） …… 234

第1　実施計画について

1　第3次岸和田市総合計画の構成と実施計画の位置付け

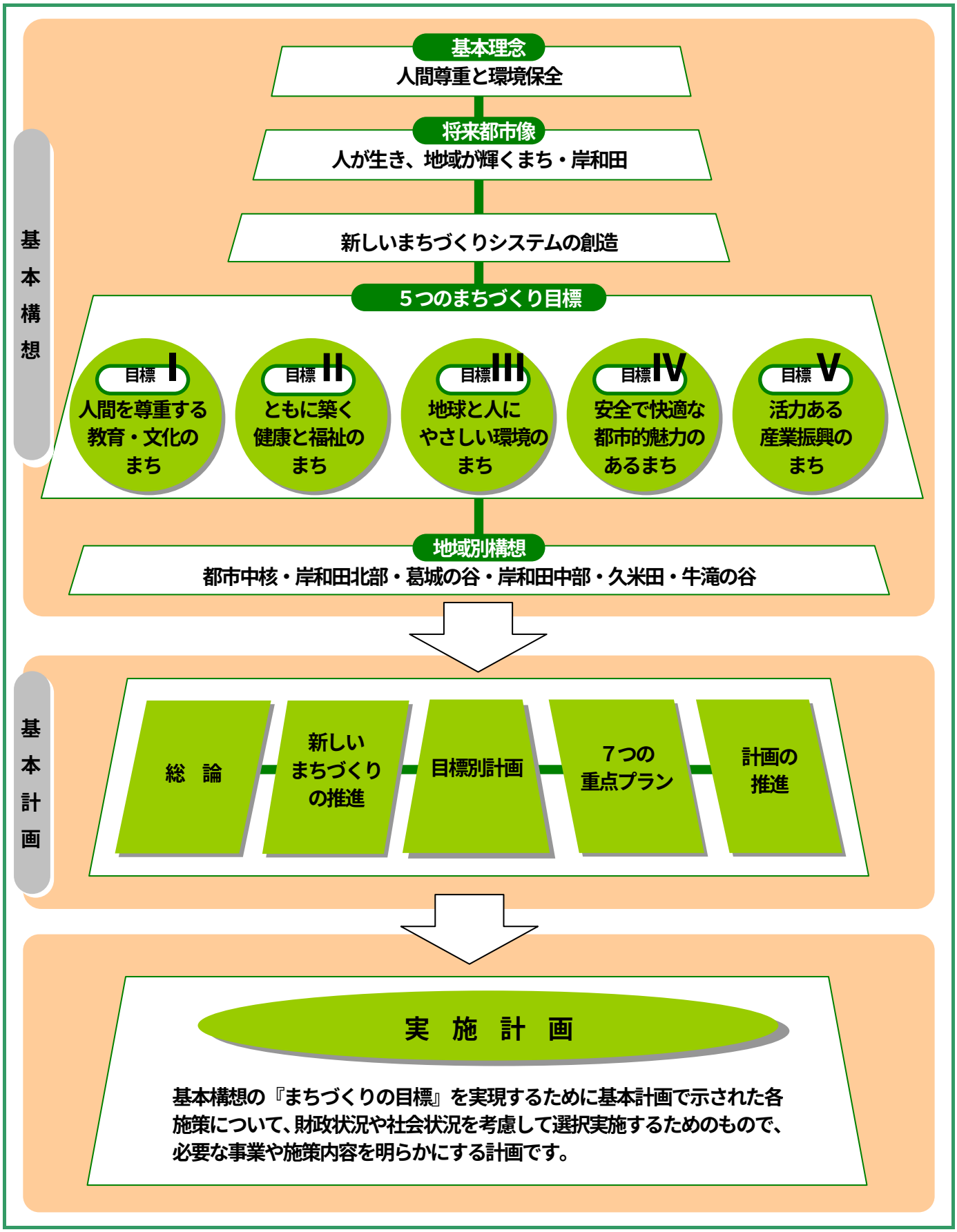

2　実施計画の性格

本計画は、平成 13 年度から始まった第３次岸和田市総合計画の８回目の実施計画です。

第３次岸和田市総合計画は、将来都市像である「人がいき、地域が輝くまち・岸和田」を実現するために、「人間を尊重する教育・文化のまち」、「ともに築く健康と福祉のまち」、「地球と人にやさしい環境のまち」、「安全で快適な都市的魅力のあるまち」、「活力ある産業振興のまち」の５つのまちづくり目標と、それらの目標を市民・事業者・行政の共同意思として実りあるものとするため、市民の選択と責任に裏づけられた「市民自治都市」の構築に向けた「新しいまちづくりシステムの創造」の６つの柱に基づく諸施策を掲げています。

実施計画は、総合計画の目指すまちづくりの実現の手段である事務事業を、現実の社会的・経済的条件の変化や行財政制度の改革、財政状況などの中で、いかに実施していくのかを明確化するとともに、時代の要請に柔軟に対応し、高度かつ多様な行政需要に応えていくための３か年の計画で、ローリング方式により毎年度修正を加えながら策定するものです。

3　本計画の基本的な考え方（策定の背景）

地方分権時代の中、国と地方との関係が対等協力の関係となり、地方自治体は、自ら考え、自ら行うという独自性・自律性を持つ地方政府としての地位を持つこととなりました。

本市も、現状を的確にとらえ、自ら判断し、迅速に取り組み、自ら責任を果たさなくてはなりませんが、自分で決定できる範囲が拡大されたことで、この自己決定権を活かして創意工夫を凝らすとともに、知恵を活かして自律的な地域づくりに取り組み、独自の個性を発揮してまちの魅力を競い合うことが求められています。

このような状況の中、本市では、市民と議会、行政の３者が一体となって「自治基本条例」をつくりあげ、平成１７年８月に関連する条例とともに施行されたところです。

これは「岸和田市の憲法」と位置付けられ、その前文で「市民が自治の主体であって、市政の主権者であること」、「自分たちの地域は自分たちの手で築いていくという意思を明確にして、行動していくこと」で、常に安心して暮らすことができて、いつまでも住み続けることのできる、個性豊かな持続ある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指しています。

この条例の理念を市政の隅々にまで活かし、分権時代にふさわしい、市民とともにつくりあげていくまちづくり、市民自治都市の実現を目指さなければなりません。

一方で、本市は今、危機的な財政状況に直面しています。地価の下落による固定資産税の落込みをはじめとする市税収入の伸び悩みや、三位一体の改革による地方交付税の減額などにより、歳入の確保が困難であるとともに、格差社会や少子高齢化といった社会構造の変化に伴う扶助費の増加、国の公共投資などに合わせた地方支援策の活用に伴う公債費の増加など、義務的経費が増嵩を続け、新たな行政需要に対する財源を確保することが困難になってきています。

このような中でも、「人がいき、地域が輝くまち・岸和田」実現のための施策を展開できるように、市民が何を求めているのかを選択し、重点的・効率的な施策展開を図っていく必要があります。

4　本計画の期間

平成 21 年度から平成 23 年度までの３か年とします。

5　本計画の構成

(1)　「分野別」から「理念（目的）別」への体系の組替え

第３次岸和田市総合計画の基本計画では、『目標Ⅰ　人間を尊重する教育・文化のまち（教育・文化）』、『目標Ⅱ　ともに築く健康と福祉のまち（健康・福祉）』、『目標Ⅲ　地球と人にやさしい環境のまち（環境）』、『目標Ⅳ　安全で快適な都市的魅力のあるまち（都市基盤）』、『目標Ⅴ　活力ある産業振興のまち（産業）』の５つの分野別まちづくり目標を柱とした体系で構成されています。

しかし、より効果的・効率的な行財政運営を行うとともに、まちづくり目標を実現するための施策を選択実施するという実施計画の性格をより明確化するため、実施計画における体系を次のように「分野別」から「理念（目的）別」に組替え、目的志向型の計画としました。

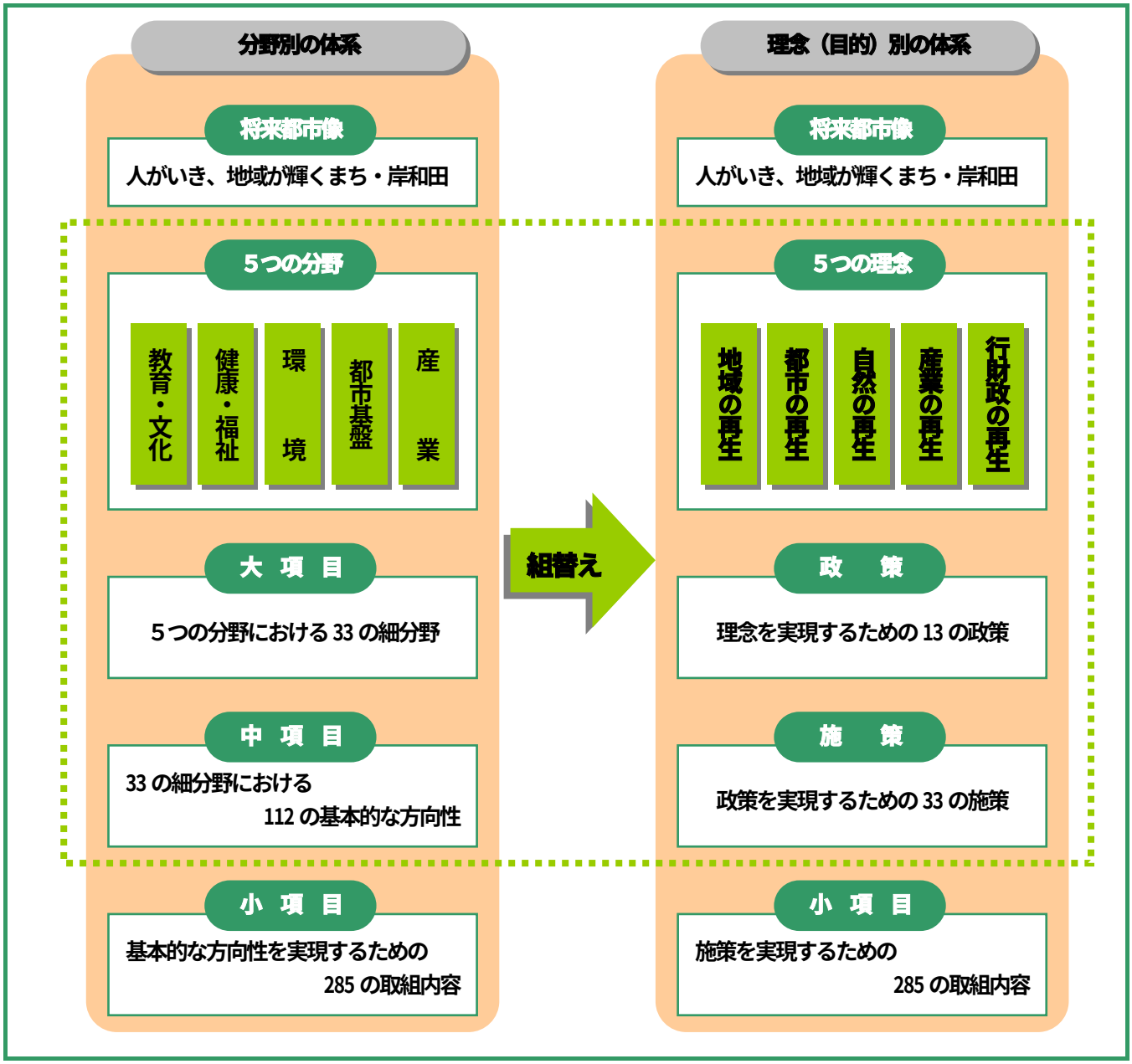

(2)　理念（目的）別体系

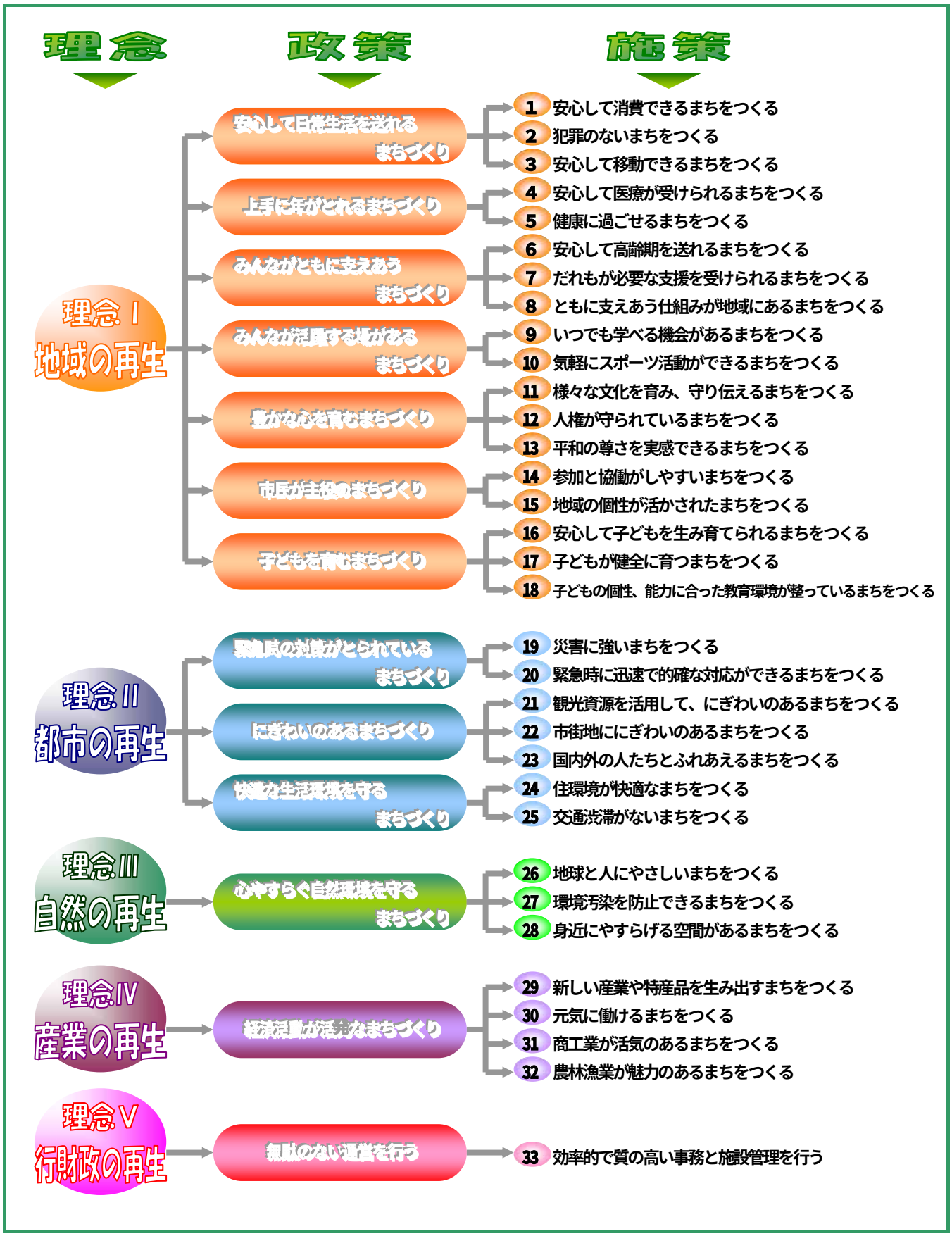
理念
政策
施策
理念Ⅰ 地域の再生
安心して日常生活を送れるまちづくり
1 安心して消費できるまちをつくる
2 犯罪のないまちをつくる
3 安心して移動できるまちをつくる
上手に年がとれるまちづくり
4 安心して医療が受けられるまちをつくる
5 健康に過ごせるまちをつくる
みんながともに支えあうまちづくり
6 安心して高齢期を送れるまちをつくる
7 だれもが必要な支援を受けられるまちをつくる
8 ともに支えあう仕組みが地域にあるまちをつくる
みんなが活躍する場があるまちづくり
9 いつでも学べる機会があるまちをつくる
10 気軽にスポーツ活動ができるまちをつくる
豊かな心を育むまちづくり
11 様々な文化を育み、守り伝えるまちをつくる
12 人権が守られているまちをつくる
13 平和の尊さを実感できるまちをつくる
市民が主役のまちづくり
14 参加と協働がしやすいまちをつくる
15 地域の個性が活かされたまちをつくる
子どもを育むまちづくり
16 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる
17 子どもが健全に育つまちをつくる
18 子どもの個性、能力に合った教育環境が整っているまちをつくる
理念Ⅱ 都市の再生
緊急時の対策がとられているまちづくり
19 災害に強いまちをつくる
20 緊急時に迅速で的確な対応ができるまちをつくる
にぎわいのあるまちづくり
21 観光資源を活用して、にぎわいのあるまちをつくる
22 市街地ににぎわいのあるまちをつくる
23 国内外の人たちとふれあえるまちをつくる
快適な生活環境を守るまちづくり
24 住環境が快適なまちをつくる
25 交通渋滞がないまちをつくる
理念Ⅲ 自然の再生
心やすらぐ自然環境を守るまちづくり
26 地球と人にやさしいまちをつくる
27 環境汚染を防止できるまちをつくる
28 身近にやすらげる空間があるまちをつくる
理念Ⅳ 産業の再生
経済活動が活発なまちづくり
29 新しい産業や特産品を生み出すまちをつくる
30 元気に働けるまちをつくる
31 商工業が活気のあるまちをつくる
32 農林漁業が魅力のあるまちをつくる
理念Ⅴ 行財政の再生
無駄のない運営を行う
33 効率的で質の高い事務と施設管理を行う

(3)　計画の内容

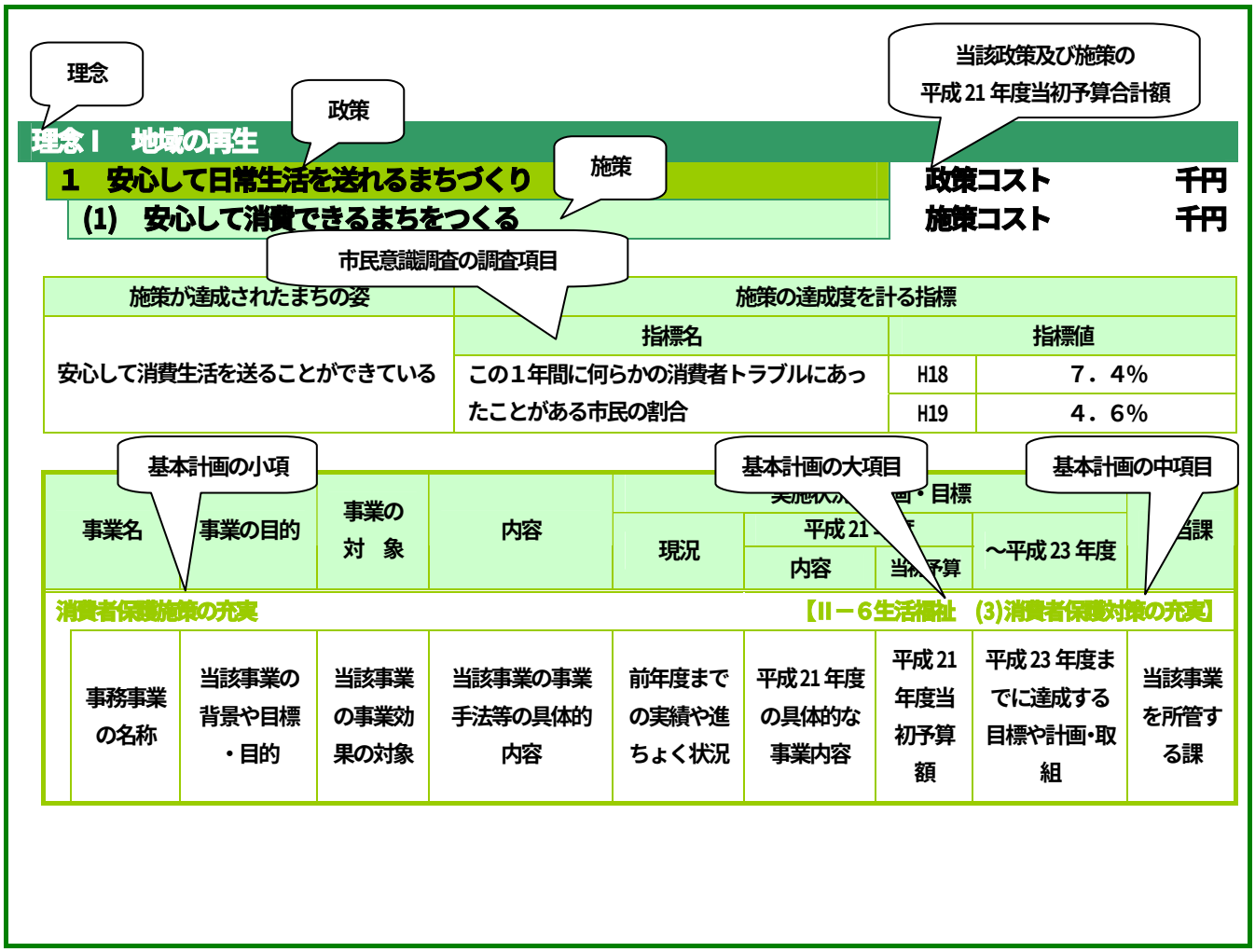
理念
政策
施策
当該政策及び施策の
平成 21 年度当初予算合計額
理念Ⅰ　地域の再生
１　安心して日常生活を送れるまちづくり
(1)　安心して消費できるまちをつくる
政策コスト　千円
施策コスト　千円
市民意識調査の調査項目
施策が達成されたまちの姿
施策の達成度を計る指標
指標名
指標値
安心して消費生活を送ることができている
この１年間に何らかの消費者トラブルにあったことがある市民の割合
H18　７．４%
H19　４．６%
基本計画の小項
基本計画の大項目
基本計画の中項目
事業名
事業の目的
事業の対　象
内容
現況
内容
～平成 23 年度
消費者保護施策の充実
【Ⅱ－６生活福祉　(3)消費者保護対策の充実】
事務事業の名称
当該事業の背景や目標・目的
当該事業の事業効果の対象
当該事業の事業手法等の具体的内容
前年度までの実績や進ちょく状況
平成 21 年度の具体的な事業内容
平成 21 年度当初予算額
平成 23 年度までに達成する目標や計画･取組
当該事業を所管する課